

書評

蝶名林亮著

『倫理学は科学になれるのか—自然主義的メタ倫理説の擁護』

(勁草書房、2016年)

杉本 俊介

1. コーネル実在論とは何か

メタ倫理学が独自の分野として確立される契機は、G. E. ムーアの『倫理学原理』で展開された自然主義批判であろう⁽¹⁾。ムーアはそこで、「善いものは快いか」と問う「未決問題論証」を提示した。ムーア自身が後に混乱していたと振り返る論証ではあるが、コーネル実在論に与するN. スタージョンは、この論証を次の三つの前提のもとで展開された論証として捉えている⁽²⁾。(1) もし善さが自然的性質であるならば、それがどの自然的性質であるかに関して正しい説明がなければならぬ。つまり、「善さ = _____」という性質どうしの同一性言明のなかに正しいものがなければならぬ。そして(2) 性質どうしの同一性言明が正しいのは、その性質を指示する語どうしが同義である場合のみである。さらに、(3) 語どうしが同義であるかはそれらを互いに入れ換えても文の内容が変わらないかによって確かめることができる。これらの前提のもと、ムーアは善さが自然的性質であるかを検討する。前提(1)から、彼は「善さ = 快さ」という同一性言明が正しいかを吟味する。前提(2)より、「善さ」と「快さ」が同義かどうか注目し、「善いものは快いか」と問っている。前提(3)のもとムーアは、この問いの「快い」という語を「善い」という語に入れ換えると、未決だった問いが「善いものは善いか」という既決の問いに変わってしまうと論じる。未決の問いを表す文と既決の問いを表す文では、その内容が異なるだろう。したがって、「善さ」と「快さ」は同義でなく、「善さ = 快さ」という同一性言明は正しくない。同じことが他の自然的性質についても言える。したがって、自然主義は誤りである。この論証などによって『倫理学原理』以降、自然主義を支持する者は少なくなってしまう。(一部では、前提(3)を疑い、入れ換えず同義性を

示せないかが試みられている。)

ところが、80年代に復活した自然主義は、前提(1)や(2)を拒否する。前提(2)を拒否し、「水 = H₂O」と類比して、性質どうしの同一性は意味論的な同義性によって導かれるものではなく経験的な方法によって発見されるというのがレイルトンに代表される還元主義的自然主義である。それに対し、前提(1)まで拒否し、善さが自然的性質であるとしても、「善さ = _____」という同一性は成立しないというのがスタージョン、R. ボイド、D. プリンクに代表される非還元主義的自然主義、後に「コーネル実在論」と呼ばれる立場である。水との類比で言えば、水はH₂OでもXYZでも多重実現されるという機能主義に対応する立場である。私の印象だが、コーネル実在論は80年代からしばらく注目された立場ではあったが、現在では広く支持されているとは言い難い。

ところが、本書は「コーネル実在論の議論を引き継ぐ」(iii頁)。「コーネル実在論が示してきた議論を土台として、規範倫理理論の本性を検討し、そこからどのようなメタ倫理的な結論が得られるのか、検討してゆく」(同頁)というのだ。つまり、コーネル実在論を今さら擁護するというのだ。

2. 本書の概要

本書で擁護される「自然主義」とは、次の(M)と(N)の連言である(34頁)。

《自然主義》

(M) 道徳的性質は、その例化が心的作用から独立しているものであり、そのような例化が実際に存在する。

(N) 道徳的性質は自然的性質である。

この連言を著者は「自然的道徳的性質が存在する」とまとめている(同頁)。ただし、「自然的性質」はその例化を経験的に知ることができるという意味で経験的性質として理解することも、その例化が因果効力をもつという意味で因果的性質として理解することもできる。

この自然主義という立場は我々が常識的に持っている考えを取り入れているという点で内的適合

があり、形而上学や認識論など哲学諸分野で示されている適切な見解を取り入れているという点で外的適合があるとされる(14-15頁)。この立場を擁護するため、著者が注目するのはコーネル実在論者が示してきた「説明的論証」である。本書では次のように定式化されている(58頁)。

《説明的論証》

- (1) ある性質xは、それが我々の経験する現象の最良の説明に欠かせないものであった場合、存在する。
- (2) 自然的道徳的性質は我々が経験する現象の最良の説明に欠かせない。
- (故に) (3) 自然的道徳的性質は存在する。

しかし、(1)は最良の説明への推論(Inference to the Best Explanation, 以下IBE)を示したもので、論証の前提にすべきではないだろう⁽³⁾。このままだと二つの前提から結論へは演繹によって導かれている。次のように推論と前提を区別して再定式化したほうがよいだろう。

《説明的論証'》

- (前提) 自然的道徳的性質は我々が経験する現象の最良の説明に欠かせない。
- (結論) 自然的道徳的性質は存在する。

類似の論証は科学実在論の擁護でも登場する。コーネル実在論は科学実在論の擁護と類比的に自然主義の擁護を試みようとする。主に論争になってきたのは《説明的論証'》の前提が真かどうかである。これについてスタージョンとG.ハーマンの論争が知られている。スタージョンは、個別の「道徳的説明」と呼ばれるものにおいては自然的道徳的性質は我々が経験する現象の最良の説明に欠かせない、と主張する。それに対して、ハーマンは、そうした説明において自然的道徳的性質は欠かせないものでなく、「道徳的説明」という独自のタイプの説明を否定する。

本書は、こうした「個別的道徳的説明による論証」(以下、個別論証)を検討する代わりに、ボイドが論文「どのように道徳的実在論者になるか」

のなかで提案した「規範倫理理論による論証」(以下、理論論証)に注目する(82、94頁)。

《理論論証》

- (理1) 規範倫理理論は経験的信頼性を有している。
- (理2) 規範倫理理論の理論構築の過程には、背景理論に関する想定がある。
- (理3) (理1)と(理2)の連言の最良の説明は(道徳的性質の存在を含意する)道徳実在論である。
- (故に) (理4・結論) 道徳的性質は経験的現象の最良の説明に欠かすことができないものである⁽⁴⁾。

しかし、ボイドはこの論証について生じる数々の問いに答えていないという。それは、「規範倫理理論」が何を指しているか(95頁)、どのような形で規範倫理理論の経験的信頼性を擁護することができるのか(103頁)、特にどのような仕方でも規範倫理理論が予測をし経験的知見と適合するのか(106-107頁)、規範倫理理論の理論構築がどのように進められていくのか(107-109頁)、という問いである。そこで本書では、理論論証を一種の論証図式として理解し、帰結主義や義務理論というサンプル理論をあてはめて、予測や経験的知見との適合や理論構築・修正の過程を示し、(理1)と(理2)が真であることを示そうと試みている。

さらに、理論論証に対して考えられる六つの反論に回答している。一方は(理3)が偽だとする反論であり、他方は理論論証がもつ含意に対する反論である。

本書第1章は、メタ倫理学の歴史を概観するものとして初学者に勧められる。また、第5章と第6章におけるサンプル理論をあてはめて理論構築・修正の過程を示す作業は追っていて非常に楽しい。さらに、第7章で検討するJ.ハイトの社会直観型モデルや、第8章で検討するS.ストリートの道徳実在論批判など最近の研究への目配りも効いている。誤植がかなり目立ったが(私が数えただけでも23箇所あった)、トロッコ問題の「太っ

た男」を「恰幅の良い人物」と表現する(163頁)など、あちこちに著者の気配りもうかがえる。

3. 本書で提示される論証は成功しているか?

このように本書は魅力的なのだが、理論論証が成功しているかは疑問である。特にその前提「(理1) 規範倫理理論は経験的信頼性を有している」が真であることを示すために、著者が行う論証はたとえば次のものである(130頁)。

《奴隷制度に関する経験的含意》

- ① 奴隷制度は正しくない(《実質的な道徳原理》)
- ↓ + ②《規則帰結主義原理》と③《福利理論》
- ④ もし奴隷が人々に受け入れられた場合、他の可能な選択に比べて、人々の福利が著しく害される(経験的含意)。

ここでの《規則帰結主義原理》は枠組みだけ書けば「ある行為が正しくないのは、その行為がXという性質をもつ場合、かつその場合のみである」というものである。これと「Yは正しくない」というような実質的原理から、「YはXという性質をもつ」という経験的含意が導き出せるという。しかし、この論証ではどんな規範倫理理論でも経験的含意をもつことになってしまう⁽⁵⁾。

また、前提「(理2) 規範倫理理論の理論構築の過程には、背景理論に関する想定がある」が真であることを示す際に、規範倫理理論と背景理論を区別する基準が提示されていない。たとえば、《アサコ・ハナコ事例における背景理論》とされる「(2) 人間の福利を減退させる行為は悪い行為である」はハナコが直観的判断に基づいて構築した規範倫理理論のほうではないのか(108頁)。タケオが義務理論を修正する際に想定する背景理論《距離の原理》も当の義務理論に含まれる道徳原理ではなかったのか(171-174頁)。

4. コーネル実在論の議論を引き継ぐ?

以上の点は、すでに他の評者たちによって指摘されている。そこで、本稿では論証の成功よりもまず、著者の姿勢について敢えてこう問いたい。

本気で「コーネル実在論の議論を引き継ぐ」気があるのだろうか、と。

冒頭でスタージョンの説明に沿って示したように、コーネル実在論の非還元主義は未決問題論証に対する応答の仕方という点で還元主義と決定的に態度が異なる。ところが、本書では「自然主義の擁護を始めるにあたって現時点では還元主義・非還元主義のいずれも積極的に否定もしないし支持もしない」という(54頁)。「現時点」がいつを指しているかわからないが、本書では最後までどちらかが選ばれることはない。

このどっちつかずの姿勢は、「(N) 道徳的性質は自然的性質である」にも表れている。これは道徳的性質と自然的性質のどのような関係を表したもののなか本書では説明がない。それが同義性を表していれば、ムーアの未決問題論証につかまってしまうだろう。プリンクはこの「である」(is)を同一性として読めば還元主義として、構成として読めば非還元主義として理解できることに注意を払っている⁽⁶⁾。構成として非還元主義の議論を引き継ぐならば「である」の多義性に注意を払うべきだろう。

コーネル実在論者はさらに、非還元主義的自然主義を擁護するだけでなく動機の外在説を提案している。動機の外在説が擁護できないことからこの立場は人気を失ってきたとさえ言える。道徳判断は必然的にその判断に従って行為する動機づけや理由を伴うという特徴こそ、科学実在論と類比的に道徳実在論を考えられない理由だと言われてきたのである。重要な論点であるにもかかわらず、本書で動機の外在説が登場するのは、ボイドが理論論証に付随する理論パッケージの一部としてこの立場を取り上げた箇所(113-114頁)だけであり、検討はなされていない⁽⁷⁾。

5. 科学実在論と道徳実在論の類比は成立するか?

たしかに、本書は理論論証に注目し、科学実在論と類比的に道徳実在論を擁護しようとしている点で「コーネル実在論の議論を引き継ぐ」いでいるように見える。たとえば、理論論証では科学理論と規範倫理理論が類比されている。一般相対性理論が太陽の近くで光がある程度曲がることを予測

したのと類比的に、サンプル理論として出された義務理論も犠牲に対する道徳的判断に関する予測(166頁)やその判断を下す際の脳状態に関する予測(168頁)を行う。

また、科学理論構築の過程のなかで想定できる背景理論も規範倫理理論構築の過程のなかに見出せるという。科学の理論構築の際想定される背景理論とは、たとえば、霧箱実験の観察を行う際に想定されている陽子がある条件下で一定の動きをするという考えである。道徳の場合でも、復讐原理から裁判原理へ理論を修正する際、「公平な対応が人間の福利の増進に貢献するという想定」が背景理論として考えられている(143頁)。

ところが細部に目を向けてみると、本当にこの類比が成立しているかが疑わしい。まず、科学理論に対応するものは何か。本書では、それは規範倫理理論であり、正しい規範倫理理論は「タロウがジロウとの約束を破ったのは悪いことだった」のような個別の道徳的主張と「嘘をつくことは悪い」など固有名が入っていない全称命題で表される文や命題としての「道徳原理」のいずれか、もしくは両方を必ず含むものとして考えられている(97-98頁)。そしてそれは、「行為指導性、記述的な側面、説明的な側面を持ち合わせた体系的な主張の集合」であるとされる(100頁)。しかし、科学理論には個別の道徳的主張と道徳原理の区別にあたるものもなければ行為指導性も含まれていない。

科学法則に対応するものは道徳原理なのだろうか。注意したいのは、ニュートンの万有引力の法則など科学の基本法則ですら理想化を含んでいる。たとえば、万有引力の法則は重力以外に作用する力の存在を無視しているが、「もし重力以外に作用する力の存在がなければ」という条件を法則に入れてしまうと実際の状況で説明力をもたなくなってしまう。道徳原理にこうした特徴はないだろう。

観察に対応するものは何か。本書ではボイドにならって観察が理論負荷的であることの類比として道徳的直観が背景理論を前提としていている(107-108頁)。ところで、観察や実験は経験的方法に含まれる(43頁)。道徳的性質の例化を経験的方法によって知ることができるのであれば、規範倫理理論構築の過程でも道徳的直観に

訴えるだけでなく、観察や実験が行われるはずである。その際、観察に負荷的なのが科学理論か規範倫理理論かはっきりしない。

以上のように、科学实在論と道徳实在論の類比が成立するのかが本書の記述だけでは不明な部分が多い。

6. IBEの正当性を検討しないのか？

たしかに、科学实在論と類比的に道徳实在論を考えてみるのが有益な場合もある。科学哲学とメタ倫理学において、一方ではなされていて他方では(なされるべきなのに)なされていない議論があるかもしれない。この点で興味深いのは、科学实在論論争においてIBEの正当性を巡って生じた議論である。IBEは経験的論証で用いられた推論だった。

《説明的論証》

(前提) 自然的道徳的性質は我々が経験する現象の最良の説明に欠かせない。

(結論) 自然的道徳的性質は存在する。

IBEに対するよく知られた反論として、B. ファン・フレーセンの無差別論法と不良くじ論法、L. ラウダンの悲観的帰納法がある⁽⁸⁾。説明的論証に即して紙面の関係上後者二つを提示してみたい。

不良くじ論法は「自然的道徳的性質は存在する」という仮説は我々が経験する現象を説明する最良の仮説であったとしても真であることを導かないとする。なぜなら、我々が選んできた仮説群には「アタリ」が入っておらず、そのなかで最良のものを選んでにすぎない可能性があるからだ。

悲観的帰納法は本書でも「熟素説などの科学的な事実に訴えて、最良の説明力をもつ理論が近似的にですら真とみなすことは正当化できない」という議論として正しく紹介されている(76頁注10)。しかし、どういふわけか本書では悲観的帰納法がIBEへの反論として紹介されず、「たとえ説明的論証の前提(1)、(2)が真であっても、(3)が真にならない」という反論だとみなされている(77頁)。すでに指摘したように、《説明的論証》の推論は演繹であり、この議論によって反論でき

るわけではない。IBEへの反論だと考えるのが正しい。

本書でもファン・フラーセンやラウダンの議論がIBEへの反論として参照されている(63頁)が、IBEに対応する説明テーゼの正当性に関しては、次の二つの理由で「深く立ち入る必要はない」と判断されている(63頁)。

- ① メタ倫理学において説明的論証を受け入れることを拒む論者も、説明テーゼについては、彼ら自身の立場の擁護のために受け入れている。
- ② メタ倫理学における論争の中で、説明テーゼを積極的に否定する必要性が今のところ示されていない。

たしかに、メタ倫理学ではIBE(説明テーゼ)の正当性が検討されてこなかった。しかし、「コーネル实在論の議論を引き継ぐ」のであれば、科学哲学でIBEの正当性が検討されている以上、メタ倫理学でもそれを検討すべきではないだろうか。

7. 誰に向けて自然主義を擁護しているのか?

このように見てゆくと、本書が誰を相手に自然主義を擁護しているのかという疑問が浮かぶ。その相手はコーネル实在論に反対する論者(つまり、第1章で登場する多くのメタ倫理学説の支持者)ではないだろう⁽⁹⁾。それなら、非還元主義や動機の外在説に関しても議論しているはずである。

ここで注目したいのは、本書が理論論証を帰結主義だけでなく義務理論や徳倫理にも開こうとしている点である。ボイドとプリンクはそれぞれ共变的帰結主義と客観的功利主義という帰結主義を支持する。コーネル实在論の議論を引き継ぐだけでなく、義務理論者に開かれた議論を展開する必要はない。もちろん、(N)と衝突する要素をもったロスの義務理論は排除されてしまうが、本書ではできるだけ多くの規範倫理学の立場に開かれた論証を提示しようとしている。本書の議論が向けられている相手は少なくない。

ところが、著者はボイドの「理論パッケージ」の議論まで引き受けてしまうことでこの点を台無

しにしている。ボイドは道徳的实在論に立てば、道徳語の外在主義意味論や動機の外在説など「それに付随する様々な理論からなる「理論パッケージ」を受け入れることができる」という(112-115頁)。しかし、なかには受け入れざるをえない理論もあるだろう。そして、それを受け入れない人には理論論証が使えないことになってしまう。すでに、動機の外在説が道徳的实在論を拒否する根拠になってきたことを指摘した。

本書を読んで、最後までコーネル实在論との距離の取り方が気になった。著者が次作でこの点を明らかにしてくれることを期待している。

注

- (1) 本書についてすでに京都生命倫理研究会(2017年3月11日、京都女子大学)において合評会(司会:鈴木真、評者:安藤馨、伊勢田哲治、植原亮、リプライ:蝶名林亮)が開かれている。私は参加できなかったが、当日の配付資料に目を通している。本稿はその資料を踏まえたものであることを断っておきたい。
- (2) N. Sturgeon 2005. "Ethical Naturalism", in D. Copp (ed.) *Oxford Handbook of Moral Theory*, Oxford University Press, pp. 95-98.
- (3) ルイス・キャロルのパラドクスを思い出してほしい。L. Carroll 1895. "What the Tortoise said to Achilles", *Mind*, Vol. 4, pp. 278-280.
- (4) 理論論証の結論が説明的論証の前提になるためには、道徳的性質が自然的性質であることを示さなければならないように思うが、本書ではその点に注意が払われていないように思える。
- (5) 合評会での伊勢田哲治氏の資料「蝶名林亮『倫理学は科学になれるのか』コメント」、6-7頁が参考になった。
- (6) D. Brink 1989. *Moral Realism and the Foundations of Ethics*, Cambridge University Press, p. 157.
- (7) 反省的均衡の方法を使うコーネル实在論はレイルトンが呼ぶ「方法論的自然主義」を(したがつて(MN)を)採用していない可能性もある。
- (8) B. van Fraassen 1989. *Laws and Symmetry*, Clarendon Press, p. 143. L. Laudan 1981. "A Confutation of Convergent Realism", *Philosophy of Science*,

Vol. 48, pp. 218–249.

- (9) 本書の第1章だけ見れば、内的適合と外的適合という2つの評価基準に照らして、自然主義の優位性を示す議論を行っているように読める。しかし、これらの基準だけでメタ倫理学説を評価するのは難しいだろう。